

国見町×国見町商工会連携事業 国見町ポストコロナ社会を見据えた 設備投資応援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内中小企業者等事業者が、ポストコロナ社会を見据えて新技術や新製品、新サービスに必要な設備導入を支援します！

補助上限額 50万円 (補助率 2/3以内)

詳細については、次のとおりです。

<p>対象者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社、支社、工場、事業所、店舗等が町内になる中小企業・個人事業主（農業法人・農業を営む個人事業主を含む）であること。※みなし大企業や政治・経済・文化団体、宗教法人・団体等は対象となりません。 2. 代表者又は役員が暴力団等に該当するものでないこと。 3. 町税を滞納していないこと。 4. 以下のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①令和2年1月から直近1箇月（第6条の規定により補助金の交付を申請する日の属する月の前月をいう。以下同じ。）までのいずれかの月の売上高が前年同月の売上高と比較して減少していること。ただし、前年同月に事業を行っておらず売上げがない町内中小企業者等は、直近1箇月の売上高が、直近1箇月の売上高を最終月とした過去3箇月間の平均売上高と比較して減少していること。 ②令和2年1月から直近1箇月までのいずれかの月の部門ごと（最低1部門）の売上高が前年同月の部門ごとの売上高と比較して減少していること。ただし、前年同月に事業を行っておらず売上げがない町内中小企業者等は、直近1箇月の部門ごとの売上高が、直近1箇月の部門ごとの売上高を最終月とした過去3箇月間の部門ごとの平均売上高と比較して減少していること。 ③令和2年1月以降、生産調整により、休業や労働時間の短縮を行った実績があること。 5. 令和3年度に国見町ポストコロナ社会を見据えた設備投資応援補助金の交付を受けていないこと。
<p>補助対象事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新技術、新製品および新サービスの開発及びサービスのリニューアル 2. 新分野の進出※日本標準産業分類において中分類の区分を超えて新たに開始する事業への進出
<p>補助対象経費</p>	<p>専ら補助対象事業に用いる設備等で町内の本店、事業所又は店舗への導入に要した経費のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械装置等費（機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用又は改良に要する経費） 2. システム構築費（専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築に要する経費） 3. 店舗改装（陳列レイアウト改良に要する経費） <p>※補助対象外経費</p> <p>宣伝広告費、公租公課、原材料及び消耗品の購入に係る経費、老朽化による買替え・修理修繕に係る経費、車両の購入費その他汎用性が高く目的外で使用可能なものの費用、加盟登録料及び使用料、保証・保険料、人件費、損失補填、支払利息、不動産購入費、振込手数料等</p>

補助額	対象経費の3分の2の額 ※補助上限額50万円
申請回数	1事業者1回まで
申請書類	※既に完了している事業と未完了の事業とで申請書類が異なります。 <u>詳しくは町産業振興課商工観光係又は町商工会へお問い合わせください。</u>
申請期間 対象期間	申請期限：令和5年1月31日（火） ※ただし、申請額が予算に達した時点で募集を終了します。 補助対象期間：令和4年4月1日（金）～令和5年2月28日（火）
申請方法 申請・問い合わせ先	書類作成に当たっては、 <u>必ず町商工会の助言等を受けて</u> 作成してください。 〒969-1792 国見町大字藤田字一丁田二1番7 <u>国見町産業振興課商工観光係</u> TEL 024-585-2238

申請から補助金請求までの流れ

※既に完了している事業と未完了の事業とで申請書類が異なります。

申請～給付金受領まで

未完了事業：交付申請書、事業計画書、収支予算書
完了事業：交付申請書兼実績報告書、事業成果報告書兼実績報告書
並びに収支決算書

【添付書類】

- ①決算書、帳簿の写し又は生産調整を実施したことが分かる書類の写し
- ②事業内容が分かる書類
- ③補助対象経費の積算又は支払いが確認できる書類※完了事業は写真も添付
- ④誓約書兼同意書
- ⑤反社会的勢力排除に関する誓約書
- ⑥町税の納税証明書又は完納証明書の写し

事業者

※書類作成に当たっては、必ず町商工会の助言等を受けて作成してください。



送付先：国見町産業振興課商工観光係

〒969-1792 国見町大字藤田字一丁田二1番7



国見町

申請書受領、審査、交付決定



事業者

未完了事業：実績報告書、収支決算書、支払が確認できる書類、写真
完了事業：補助金交付請求書及び振込口座の通帳の写し

※未完了事業については、補助金の額等の確定後に、補助金交付請求書及び振込口座の通帳の写しを提出いただきます。